

◎ 第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用してください。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 ※印の欄は記載しないでください。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 7 「期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の2イ又はハ（政令第45条の4において準用する政令第6条の24第1号に定める金額に限る。）に定める額を記載してください。
- 8 通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の8第3項（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この記載要領において「令和2年改正法」という。）附則第13条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）、第8項、第13項、第19項又は第26項（令和2年改正法附則第13条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとするものに限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の「課税標準となる法人税額①」の欄の金額を記載してください。
- 9 連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和2年改正法附則第13条第4項若しくは第5項において準用する法第321条の8第3項又は令和2年改正法附則第13条第6項において準用する法第321条の8第26項の規定の適用を受けようとするもの限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表1の3の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載してください。
- 10 市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額③」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額②」の欄に第20号様式別表1の2の「計⑩」の欄の金額を記載してください。
- 11 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表1）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の upper段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、法人税の申告書（別表1）の「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄の金額（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の「7の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40%相当額）の合計額を記載してください。
- 12 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業員数⑳」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業員数⑳」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業員数㉑」の欄の数値を乗じて得た額を記載してください。
- 13 「㉒のうち見込納付額㉒」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載してください。
- 14 「還付請求税額」の欄は、法第321条の8第32項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。
- 15 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載してください。
- 16 法第292条第1項第4号の2イ(1)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付してください。
- 17 法第292条第1項第4号の2イ(2)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類を添付してください。
- 18 法第292条第1項第4号の2イ(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類を添付してください。

◎法人税割 7.4%

◎均等割 下表のとおり

法 人 の 区 分	税 率
(1) 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないものの以外のもの イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人 エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人以下のもの	年額 50,000円
(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 120,000円
(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 130,000円
(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 150,000円
(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 192,000円
(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 480,000円
(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 492,000円
(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 2,100,000円
(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 3,600,000円

注) 「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を下回る場合には、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」とする。